

## 線引き前から居住する者の親族のための自己用住宅

市街化調整区域に関する都市計画決定（以下「線引き」という。）前から居住する者の親族のための自己の居住のための建築物について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

### 記

#### 1 許可基準

##### (1) 対象者

対象者は、市街化区域に土地を所有していない者であって、次のいずれにも該当すること。

ア 線引き前から、本市の市街化調整区域に引き続き生活の本拠を有している世帯（以下「線引き前居住世帯」という。）の世帯主からみて、2親等以内の直系血族（尊属を除く。以下同じ。）で線引き前居住世帯と居住している又は居住していたことが明らかなる者であること。

イ 自己の持家がなく、結婚その他独立して世帯を構成する合理的事情があり、新たに当該地を自己の生活の本拠地とすること。

##### (2) 土地

対象となる土地は、次のいずれにも該当すること。

ア 線引き前居住世帯の敷地から500メートル以内にある土地であること。

イ 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落で、50戸以上の建築物（市街化区域に存するものを含む場合は、相当数が市街化調整区域内に存すること。以下同じ。）の敷地が、おおむね50メートル以内の間隔で連続している地域又は申請地を中心とした半径500メートルの円内に、100戸以上の建築物が存する地域であること。

ウ 自己又は線引き前居住者世帯が、5年以上前から所有している土地であること。

エ 当該土地の面積（路地状部分を除く。）は、150平方メートル以上300平方メートル以下であること。

##### (3) 予定建築物

ア 予定建築物は、自己の居住のための一戸建専用住宅であること。

イ 予定建築物の高さは、10メートル以下であること。

#### 2 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

#### 3 その他

(1) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境に配慮したものであること。

(2) 開発区域及び近隣の潤いある環境を確保するため、積極的な緑化を図ること。

(3) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下水のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。(平成 21 年 6 月 5 日第 10 回議決)